

「(案)泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン」に対するパブリックコメント(意見)

部落問題に関わる社会情勢の変化や法制度の改正に適切に対応するために、泉南市同和行政基本方針・推進プランを改訂し、新たに「(案)泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン」が作成されたことに対して、これまで泉南市の部落問題解決に向けた取り組みを推進されてきた市長をはじめ泉南市職員の皆さまのご努力、ご尽力に敬意を表するとともに、お礼申し上げます。

新たに作成された「(案)泉南市部落差別解消推進基本方針・プラン」に基づいて泉南市が人権施策・部落差別解消施策を推進することで、「部落差別の解消の推進に関する法律」にうたわれている部落差別のない社会を実現するために、4点意見したいと思います。

【意見1】第4章「基本方針」の3つの基本方針の文言について、下記のとおり赤字部分を追加するとともに、順番を入れ替えてください。

1. 部落差別の解消をめざす施策の推進・実態把握・相談体制の充実
2. 部落差別の解消をめざす人と人との豊かな関係づくり
3. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進

(変更理由)

①「部落差別をめざす～」への文言の統一

第4章では、新たな基本方針(案)において、これまでの人権・同和行政が進めてきた「差別の実態改善」から「部落差別の解消」をめざすことが、大きな変更点として明記されています。このことは、部落差別解消推進法が目指すものでもあり、新たな基本方針(案)で一番大事なことだと思います。「部落差別の解消をめざす」基本方針であるということがより分かりやすくするために、3つの基本方針の文言を「部落差別の解消をめざす～」に統一してほしいと思います。

②「1. 部落差別の実態把握と施策の推進」の文言変更

【意見2】で改めて意見させていただきます。

③「2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進」と「3. 人と人との豊かな関係づくり」の順番の入れ替え

第3章「基本方針策定の趣旨」の「3.『忌避意識』解消をめざす社会システムづくり」に書かれているように「忌避意識」の解消をめざす社会システムづくりは、泉南市の大きな課題であり、そのための具体的取組が「3. 人と人との豊かな関係づくり」であると考えます。「教育・啓発」は今後も必要ですが、この基本方針で泉南市が新たに取り組むべきは「人と人との豊かな関係づくり」だと考えます。そのことを明確にするために、「3. 人と人との豊かな

関係づくり3」と「2. 部落差別の解消をめざす教育・啓発の推進」の順番を入れ替えてください。提示する順番は重要です。

また、第5章「具体的取組」についても、同様に順番を入れ替えてください。

【意見2】第5章「具体的取組」の「1. 部落差別の実態把握と施策の推進」について、以下のとおり赤字部分を追加するとともに、順番を入れ替えてください。

1. 部落差別の解消をめざす施策の推進・実態把握・相談体制の充実

(1) 部落差別の解消をめざす一般施策の効果的活用・改革・創造

本市における部落差別の解消をめざす施策は、「地対財特法」の失効後、同和対策事業ではなく一般施策によって行われてきました。部落差別解消推進法の制定を機に、これまでの人権・同和行政による施策の成果を後退させることなく、同和行政がもつ先駆性を一般施策に活かしながら、本市の実態に即した部落差別の解消をめざす施策の推進・改革・創造が求められます。そのために、①部落差別の現実立脚し、②そこから提起される諸課題を「同和地区だけの問題」としてとらえるのではなく、社会に広く存在する「市民の人権問題」として受け止め、③部落差別を許し支えている社会の状況そのものを変革する施策を創造する中で、④同和地区に限定した実態の一時的な改善ではなく、⑤同和問題の根本的な解決を市民の人権保障の推進と一体のものとして追及する行政である「人権行政の一環としての同和行政」として、施策を推進・改革・創造していくことが大切です。

市民生活のあらゆる場面で、部落差別の解消に向けた視点を持ち、相談事業や実態調査などによって明らかになった差別の実態を解決するため、泉南市人権施策推進本部において庁内横断的な取りまとめを行い、毎年度の推進計画において各部署の施策・取り組みを明らかにし、施策・取り組みの実施・検証・見直しを進めていきます。

(2) 部落差別の解消をめざす実態把握につながる実態調査

部落差別解消推進法において規定されている「その地域の実情に応じた施策を講ずる」ために、本市における部落差別の実態を正確に把握するための取り組みが必要です。そのために、市民から標本を抽出して行う意識調査で、部落問題に関する意識や認識に加え、日常生活の中で部落問題に関するうわさや見聞などといった経験等も含め、実態把握に努めます。

また、差別の解消のための施策を検討するにあたって、被差別当事者の声を聞かすにはできません。そのためには、被差別当事者を対象にした意識や被差別体験の把握が必要であり、国や府の動向を踏まえながら、被差別当事者の心理面を配慮した上で、聞き取り調査等を行うよう努めます。

(3) 社会の矛盾や人権課題を明らかにするための身近な相談窓口の整備と実態把握

これまで部落差別の現実として捉えられてきたそれぞれの課題は、部落や部落出身者だけが抱えている特別な課題ではなく、市民の中にも同じ課題を抱えている人はいます。同じ課題が、部落の内外に存在しています。つまり、部落差別の実態とは、広く社会に存在する矛盾や人権侵害の「反映」であり、社会に存在する矛盾や人権侵害の「集中的な表現」が、部落差別の現実と言えます。生活実態に現れている差別の現

実を社会との関係から解き明かすことで市民の中にある人権課題を発見し、市民との協働によって差別解消につながる取り組みを創造することで、矛盾や人権の課題を抱える社会の現実を変えていくことができると考えます。

しかし、市民生活の中にある様々な矛盾や人権侵害の課題は、なかなか発見されにくいものです。それらは少数の人々の課題としてポツンポツンとしか存在しないうえに、自分で抱え込んでしまう場合が多いからです。人権侵害を受けた人の多くが、何もしないでそのままにしているという実態が、人権意識調査結果で明らかになったことを踏まえ（５頁参照）、一般社団法人泉南市人権協会や人権擁護委員による人権相談のほか、庁内様々な相談事業との連携を深め**実態把握に努めます**。そのためにも、相談員が相談者の背景を理解し、部落差別に関する相談に十分答えられるよう資質の向上に努めます。

また、従来のように待つという姿勢ではなく、積極的に働きかけて情報を届けるアウトリーチによる相談ニーズの早期発見を行います。その上で、対話によって信頼関係を築いていくような相談者が安心して話ができる環境をつくりつつ、寄り添った対応に努めます。

（４）様々な相談を解決するためのネットワークシステムの確立⇒内容は変更なし

（５）ネットから見えてくる差別の実態把握⇒内容は変更なし

（変更理由）

①「部落差別の解消をめざす施策の推進・実態把握・相談体制の充実」への変更

第４章「基本方針」で示しているように、「行政のすべての分野において、部落差別の解消をめざす一般施策の活用・改革・想像を推進することで社会構造を変革する」ことが、新しい基本方針の目的です。つまり、「施策の推進」が目的で、差別の実態を解決するために必要な施策を検討するために差別の「実態把握」を行う必要があり、「実態把握」を行うための「相談体制の充実」をはかるということだと考えます。小見出しの文言を「施策の推進」「実態把握」「相談体制の充実」の順に変更してください。

同様に（１）～（５）についても、（１）一般施策の効果的活用（２）実態調査（３）相談窓口の整備（４）ネットワークシステムの確立（５）ネットから見えてくる差別の実態把握の順番に変更してください。やるべきことは、一般施策を活用した施策の推進です。そのことを一番に掲げてください。

②「（１）部落差別の解消をめざす一般施策の効果的活用・改革・創造」への変更

部落差別解消推進法第３条第２項において、地方公共団体は部落差別の解消に関し地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされています。基本方針策定の趣旨にあるように、これまでの「部落を変える（差別の実態改善）」から「社会を変える（部落差別のない社会を実現する）」と一歩踏み込み、取組の新たなステップアップを図るためには、一般施策を効果的に活用することに加えて、地域の実情に合わせた施策の改革・創造を進める必要があると考えます。そのことを踏まえ、小見出しの文言を「部落差別の解消をめざす一般施策の効果的活用・改革・創造」に変更してください。

また、「部落差別の解消をめざす一般施策の効果的活用・改革・創造」を進める際に大切

にしたい視点を5つ示しましたので、あわせて追記してください。

①部落差別の現実に立脚する

②そこから提起される諸課題を「同和地区だけの問題」としてとらえるのではなく、社会に広く存在する「市民の人権問題」として受け止る

③部落差別を許し支えている社会の状況そのものを変革する施策を創造する

④同和地区に限定した実態の一時的な改善にとどめない

⑤同和問題の根本的な解決を市民の人権保障の推進と一体のものとして追及する

③「(2) 部落差別の解消をめざす実態把握につながる実態調査」への変更

部落差別解消推進法において規定されている「その地域の実情に応じた施策を講ずる」ために、泉南市における部落差別の実態を正確に把握するための取り組みの一つとして、実態調査が必要であると考えます。そのことを踏まえ、小見出しの文言を「部落差別の解消をめざす実態把握につながる実態調査」に変更してください。

また、実態調査の内容については、既存の市民意識調査を活用するとともに、聞き取り調査等を活用して実態把握に努めるようにしてください。

④「(3) 社会の矛盾や人権課題を明らかにするための身近な相談窓口の整備と実態把握」への変更

これまで部落差別の現実として捉えられてきたそれぞれの課題は、部落や部落出身者だけが抱えている特別な課題ではなく、市民の中にも同じ課題を抱えている人はいます。同じ課題が、部落の内外に存在しています。つまり、部落差別の実態とは、広く社会に存在する矛盾や人権侵害の「反映」であり、社会に存在する矛盾や人権侵害の「集中的な表現」が、部落差別の現実と言えます。生活実態に現れている差別の現実を社会との関係から解き明かすことで市民の中にある人権課題を発見し、市民との協働によって差別解消につながる取り組みを創造することで、矛盾や人権の課題を抱える社会の現実を変えていくことができると考えます。そのことを踏まえ、小見出しの文言を「社会の矛盾や人権課題を明らかにするための身近な相談窓口の整備と実態把握」に変更してください。

また、市民生活の中にある様々な矛盾や人権侵害の課題は、なかなか発見されにくいものです。それらは少数の人々の課題としてポツンポツンとしか存在しないいうのに、自分で抱え込んでしまう場合が多いからです。市の様々な窓口業務を担当する職員や様々な相談窓口の相談員は、来庁した市民や相談者の背景を理解し、相談内容を把握することで、部落差別をはじめとする様々な人権課題の実態把握につなげるよう資質の向上に努める必要があると考えます。

【意見3】第5章「具体的取組」の「3. 人と人との豊かな関係づくり」について、以下のとおり赤字部分を追加・変更してください。

2. 部落差別の解消をめざす人と人との豊かな関係づくり

(1) 人と人が豊かにつながる住民参加による「まちづくり」の推進

～「差別をしない」から「豊かにつながる」へ～

「市民人権意識調査」の結果では、同和地区に対する差別的な言動について、家族や友人から聞く割合が多く、「同和地区やその出身者と関わると自分も差別されるかもしれないというおそれ」（差別されるおそれ意識）との相関関係が見られる結果となっています。また、地域活動による住みよいコミュニティづくりを意識した他者との出会いが、忌避的な態度を打ち消す傾向も見られます。「人権教育のための国連十年」では「人権文化で世界を埋め尽くそう」と大胆に表現し、家庭や職場、地域の隅々から地球規模にいたるまでの「人権の尊厳に立脚した豊かな人間関係の建設」を提起しています。社会のあらゆる活動領域において地域における内外交流や、人権尊重のまちづくりをキーワードにした協働のコミュニティづくりを進める必要があります。

そのために、教育・福祉の「まちづくり」、にぎわいのある「まちづくり」、安全・安心の「まちづくり」など多様なコンセプトから「まちのあり方」を組み立てていく「住民の生活課題からのまちづくり」、また、子どもにとっての「まちづくり」、青年にとっての「まちづくり」、高齢者にとっての「まちづくり」、障害者にとっての「まちづくり」、労働者にとっての「まちづくり」など多様な「住民の個性に立脚したまちづくり」など、人と人との豊かな関係づくりをよりダイナミックな形で展開する「まちづくりを」進めていきます。

また、まちづくりを推進するにあたっては、行政が計画を立案し実行するという行政から住民への「トップダウン」ではなく、さまざまな住民自治にかかわる組織や人々が同じ「まち」で生活する住民という共通基盤に立って、自分たちの「まちづくり」について協議し決定していくプロセスを大切にします。

(2) 市民交流センターを拠点とした取組⇒内容は変更なし

(3) P T A も交えた人と人が豊かにつながる「校区のまちづくり」

これまでの意識調査の結果から、「福祉や子どもの教育などで、地域の取組を一緒にしている」場合に忌避意識が弱いことが明らかになっています。学校教育での様々な取組の充実とあわせて、学校、家庭、地域社会における様々な人びとが協働して子どもの教育のために力を出し合う『教育コミュニティ』の形成、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進める必要があります。

そのために、これまでの P T A 活動をもとに地域の人と人が豊かにつながる「校区のまちづくり」を推進します。

(変更理由)

①「(1) 人と人が豊かにつながる住民参加による「まちづくり」の推進～「差別をしない」から「豊かにつながる」へ～」への変更

「人権教育のための国連十年」では、家庭や職場、地域の隅々から地球規模にいたるまでの「人権の尊厳に立脚した豊かな人間関係の建設」を提起しており、泉南市でも豊かな人間関係を構築するために、社会のあらゆる活動領域において地域における内外交流や、人権尊重のまちづくりをキーワードにした協働のコミュニティづくりが進められてきました。新しい基本方針では、これまでの取り組みをさらに進めて、多様なコンセプトから「まちのあり方」を組み立てていく「住民の生活課題からのまちづくり」や、多様な「住民の個性に立脚したまちづくり」など、人と人との豊かな関係づくりをよりダイナミックな形で展開する「まちづくりを」

進めていく必要があると考えます。そのために、小見出しの文言を「人と人が豊かにつながる住民参加による「まちづくり」の推進」に変更してください。

また、まちづくりを推進するプロセスについて、行政と住民が「まちづくり」について協議し決定していくことが大切だと考えます。

②「(3)PTAも交えた人と人が豊かにつながる「校区のまちづくり」」への変更

今後進められる小中学校再編を見据え、PTA活動をもとに新たな校区を基盤として地域の人と人が豊かにつながる「校区のまちづくり」の推進が必要であると考えます。そのことを踏まえ、小見出しの文言を「PTAも交えた人と人が豊かにつながる「校区のまちづくり」」に変更してください。

【意見 4】「おわりに」について、以下のとおり赤字部分を追加・変更してください。

2016（平成 28）年、全国の被差別部落の所在地などを掲載した書籍の出版を予告し、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開する「全国部落調査」復刻版出版事件が起きました。この事件については、2024（令和 6）年 12 月の最高裁判所の上告棄却により、2023（令和 5）年 6 月の東京高裁判決が確定しました。判決では、日本国憲法 13 条及び 14 条を根拠として、「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する」として、「差別されない権利」を憲法に根拠を持つ権利と位置づけています。今後人権政策推進本部において、「差別されない権利」の具体的な内容について検討・論議を深め、差別の実態認識、政策・施策への反映、差別禁止・救済への発展、市民への周知・啓発などの取り組みを推進することで、部落差別の解消に資するとともに、真に人権が保障された人権確立社会を創造していく必要があります。

部落問題（同和問題）は、昔の話でも限られた地域や一部の人たちの問題でもありません。→以降は内容変更なし

（変更理由）

「全国部落調査」復刻版出版事件にかかる裁判の司法判断については、以下の 3 点が重要であると考えますので、明記してください。

○最高裁判所が上告を棄却し、東京高裁判決が確定したこと。

○日本国憲法 13 条及び 14 条を根拠として「差別されない権利」が位置づけられたこと。

○「差別されない権利」の具体的な内容について検討・議論を深め、差別の実態認識、政策・施策への反映が、今後の部落差別解消の取り組みにつながること。

以上